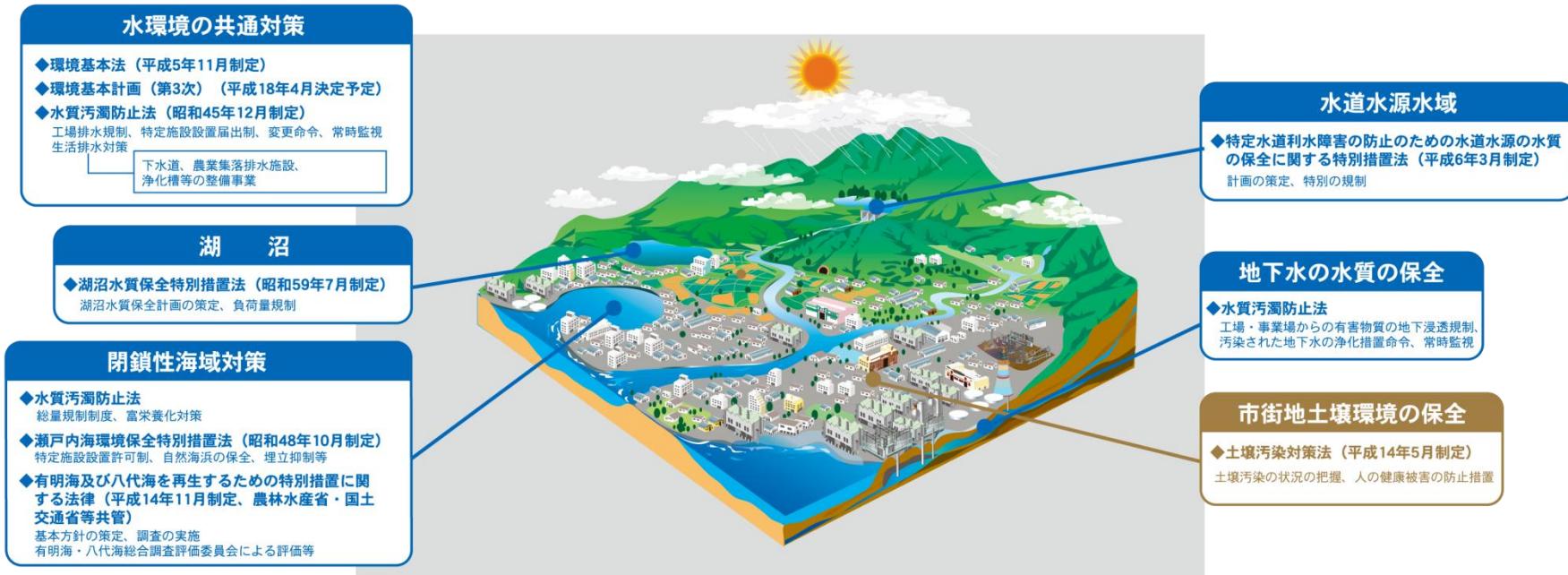


今後の水環境保全の在り方について (資料4-2の補足資料)

1.これまでの取組ー旧水質二法以降の水環境行政の歴史ー



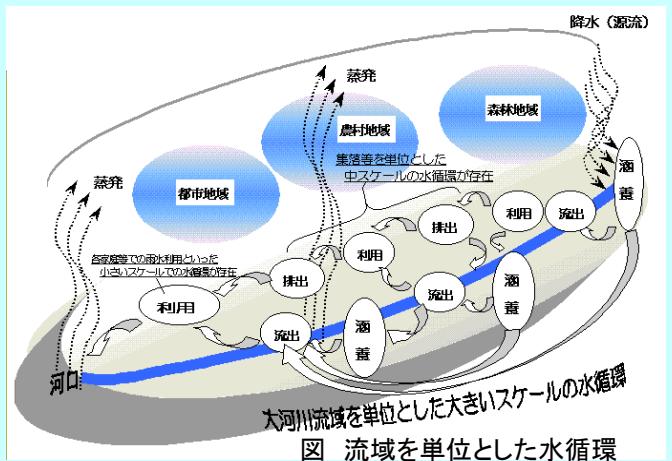
	全般	人の健康	生活環境			地下水・土壤汚染	生態系	地球環境問題
			全般・通常時	全般・非常時	閉鎖性水域			
1960			激甚な公害の発生	旧水質2法の制定～国の水環境行政の始まり～				
1970			公害対策基本法の制定	水質汚濁防止法の制定・水質環境基準の設定～全国一律の未然防止～		閉鎖性水域の富栄養化	自然環境・野生生物保護行政	ローマクラブ-成長の限界-
1980			環境基準見直し(PCBの追加等)	窒素・りんに係る環境基準(湖沼)設定 BOD/COD環境基準達成率(全体)が70%超	水濁法:事故時措置の導入 水濁法:事故時措置の拡充	閉鎖性海域における総量規制の導入 湖沼水質保全特別措置法の制定 水濁法:生活排水対策の導入	水濁法:地下浸透規制の導入 水濁法:地下水浄化措置命令の導入	国連水会議 IPCC設立 リオサミット-予防原則-
1990	環境基本法の制定 環境基本計画の策定 水環境ビジョン懇談会	環境基準見直し要監視項目の導入		窒素・りんに係る環境基準(海域)設定			生物多様性条約の採択 生物多様性国家戦略策定	気候変動枠組み条約の採択 第1回世界水フォーラム
2000	健全な水循環系構築に向けた取組 望ましい水環境像の模索	環境基準見直し 環境基準見直し(要監視項目のみ追加)	水浴場水質判定基準の改正	BOD/COD環境基準達成率(全体)が80%超	事業者の不適正事案が相次いで発覚	湖沼における面源対策等の強化	水生生保全に関する環境基準の設定 土壤汚染対策法の改正	ヨハネスブルクサミット-MDGsの設定- IPCC第4次報告書～温暖化には疑う余地がない～
2010		環境基準見直し						

1. これまでの取組 ー環境基本計画策定以降の取組ー

環境基本計画（平成6年12月）

水質、水量、水生生物、水辺地を総合的にとらえ、水環境の安全性の確保を含めて、水利用の各段階における負荷を低減し、水域生態系を保全するなど、対策を総合的に推進する。

- ・環境保全上健全な水循環の確保
- ・水利用の各段階における負荷の低減
- ・閉鎖性水域等における水環境の保全



第三次環境基本計画

(平成18年4月)

- ・環境保全上健全な水循環がもたらす恩恵を最大限享受できる社会の構築
- ・流域の特徴に応じ、水質、水量、水生生物、水辺地を含む水環境等を保全しつつ、その持続可能な利用を図り、人と身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくり
- ・我が国の取組を国際的に発信し、世界の水問題解決に貢献

水環境ビジョン（平成7年10月）

（水環境ビジョン懇談会）

基本的考え方

「場の視点」

水環境をそこに生きる人や生物との関わりを中心にとらえる見方
「循環の視点」

水環境を流域全体における水循環の健全さからとらえる見方

3つの柱

- ①総合的な取組
- ②学び、参加、協力
- ③共通目標の設定

水環境についての地域における共通イメージの形成、望ましい水環境像（目標：水質、水量、水辺地等）の設定

提案

・「水環境計画」の作成

地域関係者が参加し、地域の望ましい水環境像の再発見、個性ある水環境の目標の設定、多様な取組の展開について計画を作成する。

・協議会の役割

健全な水循環の確保に向けて（平成10年1月）（健全な水循環の確保に関する懇談会）
・水循環回復マスターplanの策定

健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて（平成15年10月）

健全な水循環系構築に向けた取組を具体化するために、住民参加型の計画策定手法に関する基本的な考え方をとりまとめ。

- ・水循環系の実態把握の手法
- ・水循環系の問題点や要因の分析手法、課題の整理方法の例示
- ・健全な水循環系構築に向けた基本方針や目標設定の考え方
- ・地域における各主体の連携のあり方とその取組の評価
- ・健全な水循環系構築に向けた計画づくりや地域の取組

「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」 (平成10年8月)

2. 水環境の現状

